

概要版

令和5年度第2回野洲市都市計画審議会会議録

開催日時 令和5年7月25日(火)  
午後2時00分～午後4時00分  
場 所 市役所本館2階 庁議室  
出席者 委員10名中8名  
傍聴者 なし

1. 開 会

事務局(都市計画課長)から審議会成立の報告

2. 挨拶

会長挨拶  
市長挨拶

3. 議事案件

- (1) 大津湖南都市計画学校の変更について(諮問)  
資料2に基づき説明

**審議結果** ・市内の小中学校9校を都市計画施設として位置付けすることに伴う、大津湖南都市計画学校の変更について、市長より諮問。慎重に議論いただいた結果、変更について承認する旨、答申いただいた。

**主な意見**

B委員 資料2の大津湖南都市計画学校の変更案は要するに都市計画税を教育施設に投入することを可能とするために、このような提案をされているということか。

事務局 資料1の下段になるが、都市計画学校の決定後の予定で北野小学校を明示している。  
北野小学校については来年度から大規模改修事業に取り掛かる予定である。  
そのような中で今年度中に都市計画事業の認可を終え、来年度、その事業費の一部に都市計画税を充当するといった流れで考えている。

B委員           これから新たに着手する事業だけが都市計画税を充当する対象となるのか。

事務局           そのように進めたいと思っている。

会長           野洲市の都市計画決定の敷地面積とするかについてであるが、前回の審議会  
で示されたのは学校台帳からの数値であったが、今回、改めた数値で全て決  
定を打つということか。

事務局           その通りである。

(2) 野洲市都市計画マスタープランの一部改訂について（継続審議）

(3) 野洲市立地適正化計画の一部改訂について（継続審議）

資料3に基づき一括説明

#### 審議結果

- ・第2次野洲市総合計画が一部改訂されることに伴い、野洲市都市計画マスタープランをこれに即したものとする必要が生じたため、当該計画を一部改訂することについて、前回の審議会（5月26日開催）で市長より諮問。継続案件として、野洲市民病院の整備場所変更に伴う土地利用方針等の見直し・その他都市施設の整備方針に係る全体構想の改訂の方向性について報告し、慎重に議論いただいた結果、継続審議することとなった。
- ・第2次野洲市総合計画が一部改訂されることに伴い、野洲市立地適正化計画をこれに即したものとする必要が生じたため、また都市再生特別措置法第81条第2項第5号に定める防災指針の策定にあたり、当該計画を一部改訂することについて、前回の審議会（5月26日開催）で市長より諮問。継続案件として、野洲市民病院の整備場所変更に伴う土地利用方針等の見直し・防災指針の位置付けに係る改訂の方向性について報告し、慎重に議論いただいた結果、継続審議することとなった。

#### 主な意見

D委員           2点質問があり、1点目は資料32の駅前整備に関するコンセプトが変わらないという点について、一部の市民からは病院の立地が移転したのにも関わらずコンセプトが変わらないのは何故かという指摘がある。資料32変更案の記載に「心と体の健康をテーマに…」とあるが、その記述だけでは具体的なイメージが湧かない。

市民の方にできるだけ納得してもらおうと思えば、病院は別の場所に移ったが、野洲駅前南口周辺の整備は「心と体の健康をテーマに」のところをもう少し強く押し出すようなものがないと響かないのではないかと。

心と体の健康になっているが、心の部分で言うと、例えば癒しや憩いになるかと思う。結果的に「散策・歩行環境を整備する」でもよいが、もう少しここを何かイメージできるようにしてほしい。

また、野洲駅南口周辺整備構想のコンセプトの内容を全て記載しているが、全て記載する必要があるのだろうか。

2点目に資料31の変更案について、公共交通ネットワークの構築を検討するというのは大切だが、一方で現在の路線バスは、民間バス会社の方向性等を聞くと縮小することが既定路線であり、将来的には無くすところまで視野に入れていると感じる。

現在野洲市のコミュニティバスはあくまで民間の路線バスを補完するのが目的であるという説明をしているが、将来的なバス交通について熟考した上で本計画に記載する文言を決めてほしい。

公共交通は重要項目なため、本計画と現行の目的・方向等が整合を取れるようにする必要がある。

事務局 野洲駅南口周辺のコンセプトについては現在、野洲駅南口周辺整備構想検討委員会の中で議論されているところであり、所管課と情報共有しながら進めたい。

公共交通ネットワークについては、総合体育館は野洲市のいわゆる中央部にあり、現在も中主方面や篠原方面に向かうコミュニティバスの発着点として拠点となっている。

今後、病院が整備されるに伴って環境や交通の流れも変わると思われる。現在、野洲市地域公共交通計画を策定している所管課があり、今後、この場で説明できればと思う。

会長 野洲駅南口周辺整備構想検討委員会は今年度末までか。

事務局 今年度は連携事業者等を決定されるとは聞いている。

会長 その辺から施設の具体的なイメージが出てくるので、それに間に合うようにここに少しそれに近い書き方がこれからされるということです。

野洲市地域公共交通計画は別で進められている最中とのことだが、そこでの方向性はここに書き入れることはできるのか。

連携事業者等を決定される辺りから具体的なイメージが出てくるので、それに伴って立地適正化計画でもより具体的な記載がされると考えている。

また、野洲市地域公共交通計画は策定作業が現在進行中の為、立地適正化計画の中に交通計画の方針や具体例を書き込むというのは時間的に間に合わないと思われる。

そのため立地適正化計画の中での公共交通に関する記載は抽象的にならざるを得ないとする。

事務局 中心拠点と地域拠点ということで、駅周辺と体育館・病院という少し離れたところの交通手段はしっかり確保しないといけないので、その辺りを意識して公共交通ネットワークは検討していく。

E委員 資料4の表現方法で「ゆるやかな誘導」という文言があり、内容的には段階を踏んでというイメージだと思うが、この「ゆるやかに」や「ゆるやかな誘導」という表現が抽象的である。

もう少し具体的な表現方法に変えていただけないか。

事務局 「ゆるやかな誘導」は立地適正化計画内での話であるが、現在、総合体育館周辺は市街化調整区域である。従って、現行の立地適正化計画に適合していない地域であるので、新たな拠点を位置付ける。

今後、その場所を市街化区域に入れていくと同時に、都市機能誘導区域に入れていくというのは先になるため、現段階で具体的な文言を本計画に入れるのは難しい。

E委員 「ゆるやかな」という文言はあまり聞かないイメージである。例えば「段階的に」など他の表現方法にしてはどうか。

事務局 検討させていただく。

B委員 都市計画マスタープラン並びに立地適正化計画の改訂については、野洲市総合計画との整合性は図られているのか。

事務局 都市計画マスタープラン、立地適正化計画は最上位計画である野洲市総合計画と合わせる形で進めている。

B委員 野洲市総合計画はまだ具体的に進んでないのか。

事務局 第一回野洲市総合計画審議会は既に終了しており、次の第二回野洲市総合計画審議会により具体的な話がされると考えている。

B委員 この場で都市計画マスタープランや立地適正化計画の改訂の方向性について説明しているが、肝心の総合計画のほうで方向性が示されていないことを懸念している。現在並行して改訂されている総合計画と都市計画マスタープ

ラン、立地適正化計画だが、本来は上位計画である野洲市総合計画を先に改訂するべきではないか。

事務局 時系列的には総合計画が少し早く進んでいる。  
総合計画は大きな概念を示しており、その概念を都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき具体化するという流れがあるので、総合計画と相反するような方向性は示していない。

会長 野洲市総合計画審議会は今年度末まで続くのか。

事務局 それについては資料3の右端に載せてあり、8月の総合計画審議会で内容がまとまる予定である。本日の都市計画審議会での意見についても、総合計画に反映するように情報提供して進める。

C委員 国や県に要望事項で市街化区域の拡大云々というのはよく上げられているかと思うが、その部分は今の都市計画マスタープラン改訂のところには反映はされていない。

反映していこうと思うと、次の改訂の際に、例えば大津湖南幹線や国道8号バイパス周辺を市街化区域の設定をしたいということであれば、都市計画マスタープランや立地適正化計画の中で位置づけをして、順序を追って進めていくという流れになるのか。

事務局 その通りである。  
総合体育館周辺に新たな拠点を形成していき、市街化区域の拡大ということで今後進めていこうと考えている。  
都市計画マスタープランには土地利用方針図で産業系や住居系などの色塗りがされている。今後、具体的な案が出てきて、それが土地利用方針と合致するものであれば、区域拡大に向けて進めていきたいと思う。

C委員 市街化調整区域を市街化区域に編入しようとするのとどれくらいの期間がかかるのか。

事務局 明確に回答することは難しい。野洲市の土地でなく、民地に関しての開発となると同意も必要となる。  
市街化区域の編入は手続き上で、市街化区域を広げ対象となる開発や事業主が出てきて、見通しが立った段階で、既定のルールに則って進めることになる。  
今回示している立地適正化計画での総合体育館周辺の誘導は医療施設や子育て施設などの都市機能を将来的に誘導する方向性を示しているものである。

B委員 民間主導の都市計画提案制度などで開発を進めていくこともあるが、こちらと同じように都市計画マスタープランに反映して、それから手続きを進めていくという流れになるのか。

事務局 基本的にはそうであるが、事業者が開発したいからと言って闇雲に開発してしまうと、市の目指す方向性とマッチしなくなる。方向性をこの都市計画マスタープランや立地適正化計画で整理して、同じ方向付けで開発をしていただけるようにする。

B委員 市街化区域でも住居系と非住居系があるが、当該地は非住居系での市街化区域という考えをされているのか。

事務局 用途区域をどうするのかについては、大きな方向性に基づいて区域を設定したいと思う。

B委員 当該地は行政で福祉ゾーンという位置づけをして、総合体育館・ぎおうの里など様々な福祉的な施設を計画していた場所である。

会長 用途地域をどうするかなどの具体的なことはまだまだ先だということである。

D委員 資料9に関して、「任意的な誘導施策の検討」の「の検討」という表現に違和感を持った。「総合体育館周辺に関する方針」という言葉の中に「の検討」という文言が入っているのはどうかと思う。

法的な制限があるならば仕方が無いがこの言葉を消しても文章の意味は変わらないのでは無いか。

また資料3の図中の文字が小さくて読みづらいため、今後配慮していただきたい。

会長 2つ目はリクエストということで文字を少し大きくするということが、1つ目の「の検討」の文言の扱いについて回答願う。

事務局 この件については検討させていただく。

会長 「任意的な」という言葉もまた伝わらない可能性があるので、「の検討」も含めて検討していただきたい。

D委員 防災指針について、市民の危機意識が低いことが最大リスク要因だと考えている。その上で、防災指針の資料にあるように、「100年、又は1000年に1回程度発生する」という表現では、自分が生きているうちは発生可能性が無いと勘違いをする一般市民もいるのではないだろうか。

国全体でそのような表現を使用していることは承知しているがもう一度表現を検討していただきたい。

事務局 表現についてはこちらではなかなか変えることができない為、市民にいかにかに危機意識を持っていただき、自分達で対応していくよう防災指針の中で示していきたいと考えている。

資料7より、1000年に1回の降雨量は1時間183mmと記載しており、普段の雨が何ミリ降るかという感覚を持っていれば、想定最大規模の降雨量も想像しやすいのではないかと。

会長 防災意識の低さは野洲市に限ったことではなく、日本全体の問題となっていることである為、自治体が常に警鐘を鳴らす必要がある。

B委員 土砂災害の観点から質問だが、野洲市には南桜や三上地先などに急傾斜地があり、その急傾斜地の下に家屋が建てられているところがある。

地区ごとの防災上の課題整理やリスク分析などが載っている中で、三上地区（南桜や三上地先）はこれらについて何も記載がないが、土砂災害や急傾斜地に対しての対策はどのようなになっているのか。

事務局 土砂災害に関しては資料21ページに災害リスクの高い地域ということで示している。現在策定中の防災指針は居住誘導区域内を計画しており、三上地区で居住誘導区域に指定されているところがないため課題整理等は記載していない。

また現段階では野洲市内の災害リスク分析と課題の抽出までであり、課題に向けての具体的な取組については次回以降議論していく。

B委員 認識あるならば、地区ごとの防災の課題整理のところに三上地区も記載すべきではないか。三上地区にお住まいの方であれば、自分たちの学区が抜けているという指摘をされるのではないかと。

事務局 今回はあくまでも立地適正化計画の防災指針となっており、居住誘導区域を対象とした整理となっているが、土砂災害などのリスク情報は整理している。

B委員 三上地区の記載が全くないので、三上にお住いの方であれば、土砂災害の危険があるところに住んでいるのに、行政がどこにも防災上の課題を位置づけていないではないかという声が出てくることを懸念している。

事務局 資料 22 の図中の右下に土砂災害による家屋棟被害の危険性がある地域を示しているが、今回防災指針を策定する対象エリアは居住誘導区域の中であるため、それ以外のエリアについては対象外であることを理解していただきたい。

これはあくまでも立地適正化計画の防災指針の整理であるが、危険なところはハザードマップにも示されているので、そこは切り分けて整理をさせていただきたい。

B委員 土砂災害による家屋棟被害の危険性がある三上地区の方のためにも、これらの地域課題の整理について検討してほしい。

会長 防災指針とは別に防災計画書があるのか。

立地適正化計画内に防災指針を位置づけるわけだが、各地域の課題と具体的な数値を記載すると、第 8 章だけが異常に具体的な記載になってしまうのではないかという懸念がある。

また、防災に関してはきちんとしたデータがあるので、各地区の課題をリストアップしたものを立地適正化計画の防災指針とは別に用意されたほうが良いかと思う。

事務局 それについては地域防災計画がある。防災として、地区ごとにどのように取りまとめしているのかということをもた別途ご紹介させていただく。

#### 4. その他

A委員 提案になるが、野洲駅の南口の周辺整備に関わる市有地（A B Cブロック）の容積率の緩和をお願いしたい。

事務局 意見として頂戴する。

#### 5. 閉 会

部長挨拶

以上